

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第128号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第13号」を「第14号」に改め、同条第2号中「又は区役所支所」を「区役所支所又は右京区役所京北出張所」に改め、同条中第17号を第18号とし、第7号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「右京区役所京北出張所」を「市税事務所納税室又は右京区役所京北出張所」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「市税事務所納税室」を「市税事務所軽自動車税事務所」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「区役所出張所」の右に「(右京区役所京北出張所を除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(4) 京都市証明等手数料条例別表第2(1)の項に掲げる手数料(軽自動車税に係るものを除く。)、同表(2)の項に掲げる手数料(償却資産課税台帳に記載されている事項に係るものに限る。)又は京都市租税特別措置法関係手数料条例別表第2(6)の項に掲げる手数料 市税事務所納税室

第2条に次の1号を加える。

(19) 刊行物等の売払代金、歴史資料館において実施する講座の受講に係る料金又は複写機による複写に要する費用 歴史資料館

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(会計室)